

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
翌日)

目次

- ◇告 示 字の区域の新設等
保険医療機関等の指定
保安林予定森林
新たに行おうとする土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 土地改良事業の認可
- 土地区画整理事業の認可
- 教育委員会の招集
- ◇教委告示 林業改良指導員資格試験の合格者
- ◇公 告

告 示

鳥取県告示第三百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに区画し、町及び字の

区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による米子市箕蚊屋地区第五工区及び第七工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 第五工区

新たに画する字の名称 同上の区域(昭和五十年五月八日現在の地番による。)

赤井手字天神一七八の一部、一八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東貴船ノ二二の一部、三の一部、四から七まで、七の一、七の二、八の一、八の二、九、一〇、一一の一、一一の二、一二の一、一二の二、一二の三、一三から一六までの一、一六の一、一六の二の一部、一七、一八、一九の一、一九の二の一部、一九の三、二〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字西貴船二六の一部、二七の一部、二九の一部、二九の一の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東貴船ノ二の全域、赤井手字上和田五三の一、五三の二、五四、五五の四、五六の三、五八の三、五九の三、六二の七、六三の三及びこれらと一体をなす国有地、河間字天神九〇五

<p>一部字下原田</p>	<p>一部字長崎の全域、一部字東貴船三四一の一部及びこれと一体をなす国有地、一部字下小原田の全域、一部字久祿田三二三の二及びこれと一体をなす国有地、一部字上小原二七八の一、二八一及び二八一の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字西貴船二三の一、二三の二、二四の一、二五、二六の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東貴船ノ一一の一、一の二、二の一部、二の一、一三から一六までの一部、一六の二の一部、一九の二の一部、二〇の一から二〇の三まで、二〇の四の一部、二一、二二及びこれらと一体をなす国有地、河岡字和田道八〇の一の一部、八〇一内第一及びこれらと一体をなす国有地、河岡字落七八二の一、七八二の二の一部、七八二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字西川端七九〇の一部、七九一の一の一部、七九一の四、七九二から七九五まで、七九六から七九九までの一部、八〇〇及びこれらと一体をなす国有地並びに河岡字土井六四三の一の一部、六四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>の一の一部、九〇六の一部、九〇七、九〇八の一から九〇八の四までの一部、九〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字下小榎八一六、八一七の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字和田道八〇二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに赤井手字中和田八五の二の一部、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>								
<p>河岡字西中屋敷</p>	<p>河岡字西中屋敷のうち六五三の一、六五三の二、六五四、六六四の二の一部、六六四の三の一部、六六六の一、六六七の一部、六六八の一部、六六九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六七〇の一及び六七一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>河岡字西川端</p>	<p>河岡字西川端のうち七九〇、七九一の一、七九一の四、七九二から八〇〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>河岡字土井</p>	<p>河岡字土井のうち六三〇、六三七の一、六三八の三、六四三の一、六四四の一、六四五、六四六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>河岡字陣小屋敷</p>	<p>河岡字陣小屋敷の全域、河岡字西上屋敷六二二の一〇並びに六二二の八及び六二二の一〇と一体をなす国有地の一部、河岡字西中屋敷六五三の一、六五三の二、六五四、六六七の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字馬場道六四七の一部、六五一の一部、六五二及びこれらと一体をなす国有地並びに河岡字土井六三〇、六三七の一、六三八の三、六四三の一の一部、六四四の一の一部、六四五の一部、六四六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>河岡字西上屋敷</p>	<p>河岡字西上屋敷のうち六二二の一〇並びに六二二の八及び六二二の一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称 同上の区域（昭和五十年五月八日現在の地番による。）</p>

河岡字添原	河岡字吉崎屋敷	河岡字西下屋敷
<p>河岡字添原のうち八八二の一の一部、八八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、河岡字吉崎屋敷八四三の一部及び八四四の一部、河岡字小瀬ノ上八三八の一の一部、八四〇の一の一部、八四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字荒神田九一八の二、九二二の一、九二三、九二九、九三〇及びこれらと一体をなす国有地並びに河岡字高木八九五の二、八九五の三、八九五の五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>河岡字吉崎屋敷のうち八四一から八四三まで、八四四の一部、八四六の一部、八四七の一、八四八から八五〇まで、八五八の一、八五八の三、八五九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>河岡字下屋敷のうち七〇八の一、七一六から七一八までの一、七一九の一、七一九の二、七二〇、七二七から七三〇まで、七三一の一部、七四〇の一の一部、七四〇の三の一部、七四一から七五二まで、七五四から七五八まで、七六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、河岡字市場尻七六五の一及び七六五の三と一体をなす国有地の一部、河岡字吉崎屋敷八四二の一部、八四四の一部、八四六の一部、八四七の一の一部、八四八の一部、八四九の一部、八五〇、八五八の一、八五八の三、八五九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに河岡字添原八八二の一の一部、八八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
河岡字高木	河岡字荒神田	
<p>河岡字小瀬ノ上のうち八二九の一、八三二の一の一部、八三七の一、八三八の一の一部、八四〇の一の一部、八四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字天神一九一の一の一部、一九二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>河岡字荒神田のうち九一一の一、九一一の二、九一二、九一三、九一四の一、九一八の一、九一八の二、九二二の一、九二三、九二九、九三〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>河岡字荒神田九一一の一の一部、九一一の二、九一二、九一三、九一四の一、九一八の一及びこれらと一体をなす国有地、河岡字高木のうち八九五の二、八九五の三、八九五の五、八九七の一部、八九八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、河岡字川本八二五の一と一体をなす国有地の一部、河岡字小瀬ノ上八三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字天神九〇三、九〇四、九〇五の一の一部、九〇五の二、九〇六の一部、九〇八の二から九〇八の四まで的一部分、九〇九の一部、九一〇の一の一部、九一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字下小瀬八一五の二の一部、八二七の一部、八二八、八二九の一の一部、八一九の二、八二〇の一部、八二二、八二二の一の一部、八二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字和田道八〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字天神一九一の一の一部、一九二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

河岡字川本	河岡字小瀬ノ上
<p>河岡字川本のうち八二五の二、八二七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八二五の一及び八二七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、河岡字小瀬ノ上八二九の一の一部、八三七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八二九の五と一体をなす国有地の一部、河岡字樋ノ口七七八の一から七七八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字落七九から七八一までの一部、七八二の二の一部、七八二の三の一部、七八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字上小瀬のうち八一、八一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、河岡字下小瀬八一四、八一五の一、八一五の二の一部、八一九の二の一部、八二〇の二の一部、八二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字和田道八〇一の二の一部、八〇二の二、八〇二の一部、八〇三、八〇四の二、八〇四の二、八〇五の二、八〇五の二、八〇六</p>	<p>と一体をなす国有地の一部以外の区域、河岡字吉崎屋敷八四一、八四二から八四四までの一部、八四七の二の一部、八四八の一部、八四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字川本八二五の二、八二七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八二七の三と一体をなす国有地の一部並びに河岡字西下屋敷七三〇の一部、七三一の一部、七四〇の二の一部、七四〇の三の一部、七四一から七四三まで、七四四の一部、七四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
河岡字樋ノ口	河岡字市場尻
<p>河岡字小瀬ノ上八二九の二の一部及びこれと一体をなす国有地、河岡字上小瀬八一、八一二の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字樋ノ口のうち七七八の一から七七八の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、河岡字市場尻七六六の二、七六六の五、七六七の二、七六八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに七六六の六と一体をなす国有地の一部、河岡字西中屋敷六六七の一部、六六八の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字馬場通六四七の一部、六四八から六五〇まで、六五一の</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字東貴船ノ一の一部、三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>河岡字市場尻のうち七六六の二、七六六の五、七六七の二、七六八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに七六五の二、七六五の三及び七六六の六と一体をなす国有地の一部以外の区域、河岡字西下屋敷七〇八の一、七一六から七一八までの一部、七一九の一、七一九の二、七二〇、七二七から七二九まで、七三〇の一部、七三一の一部、七四四の一部、七四五の一部、七四六から七五二まで、七五四から七五八まで、七六二の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字西中屋敷六六四の二の一部、六六四の三の一部、六六六の一、六六九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六七〇の一及び六七一と一体をなす国有地の一部並びに河岡字小瀬ノ上八三二の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>赤井手字寺ノ後</p>	<p>赤井手字天神</p>	
<p>赤井手字寺ノ後のうち一五八の三、一五九の三、一六七の一、一六八の一、一六九の一、一六九の二、一六九の四、一六九の六、一七〇の一から一七〇の三まで、一七一の一、一七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>赤井手字天神のうち一七八の一部、一八〇の一部、一九一の一部、一九二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、河岡字荒神田九一の一の一部及びこれと一体をなす国有地、河岡字天神九〇八の四の一部、九〇九の一部、九一〇の一の一部、九一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字中和田八五の一、八五の二の一部、八六の一部、八七の一、八八の三、九〇の三、九一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字寺ノ後の一及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字寺ノ後の一、一六八の三、一五九の三、一六七の一、一六八の一、一六九の一、一六九の二、一六九の四、一六九の六、一七〇の一から一七〇の三まで、一七一の一、一七七及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字土井六四三の一の一部、六四五の一部、六四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字西川端七九〇の一部、七九一の二の一部、七九六から七九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに河岡字落のうち七七九から七八一までの一部、七八二の一、七八二の二の一部、七八二の三、七八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>赤井手字中和田</p>	<p>赤井手字中和田のうち八五の一、八五の二、八六、八七の一、八八の三、九〇の三、九一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤井手字上和田</p>	<p>赤井手字上和田のうち五三の一、五三の二、五四、五五の四、五六の三、五八の三、五九の三、六二の七、六三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤井手字西貴船</p>	<p>赤井手字西貴船のうち二三の一、二三の二、二四の一、二五、二六、二七の一部、二九の一部、二九の一の一部、三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>一部字東貴船</p>	<p>一部字東貴船のうち三四一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>一部字久祢田</p>	<p>一部字久祢田のうち三一三の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>一部字上小原</p>	<p>一部字上小原のうち二七八の一、二八一及び二八一の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の称名</p>	<p>河岡字馬場通、河岡字落、河岡字上小榎、河岡字下小榎、河岡字天神、河岡字和田道、赤井手字東貴船ノ一、赤井手字東貴船ノ二、一部字長崎及び一部字下小原田</p>

二 第七工区

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和五十年二月十九日現在の地番による。)
上新印字原田	<p>上新印字王地四五八の一の一部、四五八の二の一部、四五九から四六一までの一部、四六二から四六六まで、四六七の一部、四六八、四六九の一部、四七一から四七四まで、四七五の二の一部、四七五の二、四七六の一部、四七七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、上新印字上原田四九八の一部、四九九の一部、五〇〇の一部、五〇一、五〇二、五〇三の一、五〇三の二、五〇四から五一〇まで、五一一の一、五一一の三、五一一の四、五一二及びこれらと一体をなす国有地、上新印字中原田五一三から五一五までの一部、五一七から五一九までの一部、五二四の一部、五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字古ノ木ノ一四六三の一部、四七二の一部、四七三、四七四、四七五の一の一部、四七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字青木ノ二 四七八の一の一部、四七八の三の一部、四七九の一の一部、四七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
下新印字上小道	<p>下新印字上小道ノ一三九九の一の一部、四〇〇の一、四〇〇の二、四〇二、四〇三、四〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字反リノ二四四三の一の一部、四四三の二、四四四の一部、四四六の一部、四四七の一、四四七の二の一部、四四八から四五一まで、四五二の一、四五二の二、四五三の一、四五三の二の一部、四五三の三の</p>

区域を変更する町及び字の名称	<p>一部、四五三の四、四五四の一、四五四の二、四五五、四五六の一の一部、四五六の二、四五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字上小道ノ二 三六六から三六八までの一部、三七〇の一の一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
区域を変更する町及び字の名称	<p>同上の区域(昭和五十年二月十九日現在の地番による。)</p>
上新印字添原	<p>上新印字大井手二二三の二の一部、二二三の二、二三四の二及びこれらと一体をなす国有地、上新印字地蔵田三五〇の七の一部、三五一の二、三五二の三、三五二の四、三五二の六、三五三の一及び三五三の二並びに三五〇の五、三五〇の七、三五〇の一〇、三五一の一、三五一の二、三五二の一から三五二の六まで、三五三の一及び三五三の二と一体をなす国有地の一部、上新印字家深三五四、三五五の一、三五五の四から三五五の六まで、三五六の二、三五六の三、三五七の三、三五七の四の一部、三五七の五、三五八の三から三五八の五まで及びこれらと一体をなす国有地、上新印字高木三六八の三の一部、三六八の四の一部、三六九の三の一部、三六九の六、三六九の七、三七〇の四の一部、三七〇の五の一部、三七七の一から三七七の五まで、三七七の六から三七七の八までの一部、三七八の三の一部、三七八の五の一部、三七九の一、三七九の二、三八〇の三、三八〇の四の一部、三八〇の五、三八一の一、三八一の二、三八二の一から三八二の四まで、三八三の二、三八三の四</p>

上新印字大井手	<p>ら三八三の五まで、三八四の一から三八四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに上新印字添原のうち三八五の一部、三八六の一部、三八七の一、三八七の三の一部、三八七の四、三八八の一部、三九八の一の一部、三九八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
上新印字地蔵田	<p>上新印字地蔵田のうち三五〇の七の一部、三五二の二、三五二の三、三五二の四、三五二の六、三五三の一及び三五三の二並びに三五〇の五、三五〇の七、三五〇の一〇、三五一の一、三五一の二、三五二の一から三五二の六まで、三五三の一及び三五三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上新印字家深	<p>上新印字家深のうち三五四、三五五の一、三五五の四から三五五の六まで、三五六の二、三五六の三、三五七の三、三五七の四の一部、三五七の五、三五八の三から三五八の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
上新印字大井手西二二三の三、上新印字大井手二二三の二の一部及びこれと一体をなす国有地、上新印字添原三八五の一部、三八六の一部、三八七の一、三八七の三の一部、三八七の四、三八八の一部、三九八の一の一部、三九八の二及びこれらと一体をなす国有地、上新印字南高木四一二	
上新印字砂口	<p>の一の一部、四二二の二の一部、四二八の一の一部、四三四から四三六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字玉地四六九の一部、四七九の一の一部、四七九の二及びこれらと一体をなす国有地、上新印字鍋カハラケ四八〇、四八一の一部、四八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、高島字井手際二八七の三の一部、二八七の四及びこれらと一体をなす国有地並びに上新印字砂口のうち四〇八の一の一部、四一〇の一部及び四一一の一の一部並びに四〇六の一、四〇八の一、四一〇及び四一一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
上新印字高木	<p>下新印字青木ノ一 五四〇の三の一部、五四〇の四の一部、五四一の四の一部、五四二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字青木ノ二四七九の一の一部、四七九の二の一部、四八〇の一、四八〇の二、四八一の一部、四八二の一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字玉地四五八の一の一部、四五八の二の一部、四五九から四六一までの一部、四六九の一部、四七五の一の一部、四七六の一部、四七七の一の一部、四七七の二及びこれらと一体をなす国有地、上新印字砂口四〇八の一の一部、四一〇の一部及び四一一の一の一部並びに四〇六の一、四〇八の一、四一〇の一、四一〇の二、四一〇の三、四一〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、上新印字添原三八五の一部及びこれと一体をなす国有地、上新印字南高木のうち四一二の一の一部、四一二の二の一部、四二八の一の一部、四三四から四三六までの一部及びこれら</p>

<p>上新印字大井手西</p>	<p>上新印字編 カハラケ</p>	
<p>上新印字大井手西のうち二二二の三以外の区域</p>	<p>と一体をなす国有地以外の区域、上新印字下高木のうち四五四の一部、四五七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに上新印字高木のうち三六八の三の一部、三六八の四の一部、三六九の三の一部、三六九の六、三六九の七、三七〇の四の一部、三七〇の五の一部、三七七の二から三七七の五まで、三七七の六から三七七の八まで、三七七の三、三七八の三の一部、三七八の五の一部、三七九の二、三七九の三、三八〇の四の一部、三八〇の五、三八一の二、三八一の三、三八二の二から三八二の四まで、三八三の二から三八三の五まで、三八四の二から三八四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>高島字井手際二八七の三の一部、二八八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二八九の二及び二九〇の二と一体をなす国有地の一部、高島字下原田二九六の一部、二九八の二の一部、二九九の一部、三〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、上新印字上原田四九八から五〇〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字王地四六七の一部、四六九の一部、四七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六八と一体をなす国有地の一部並びに上新印字鍋カハラケのうち四八〇、四八一の一部、四八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下新印 字古ノ木ノ一</p>	<p>下新印 字古ノ木ノ一</p>	<p>下新印 字青木ノ一</p>
<p>下新印字石田ノ二四八四の二の一部、四八八の一部、四九〇の一部、四九四の二から四九四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字石田ノ一 五三二の三と一体をなす国有地の一部、下新印字反りノ二 四五六の三の一部及び四五七の一部、下新印字青木ノ二 四七八の二の一部、四七八の三、四七八の四の一部、四七八の五、四七九の二の一部、四七九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字古ノ木ノ一 四六三の一部、四六四の二の一部、四六四の三、四六五の二の一部、四六五の三、四六六、四六七の二、四六七の三、四六八、四六九の二、四六九の三、四七〇、四七一、四七二の一部、四七五の二の一部、四七六の一部及びこれらと一</p>	<p>下新印字石田ノ二四八四の二の一部、四八八の一部、四九〇の一部、四九四の二から四九四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字石田ノ一 五三二の三と一体をなす国有地の一部、下新印字反りノ二 四五六の三の一部及び四五七の一部、下新印字青木ノ二 四七八の二の一部、四七八の三、四七八の四の一部、四七八の五、四七九の二の一部、四七九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字古ノ木ノ一 四六三の一部、四六四の二の一部、四六四の三、四六五の二の一部、四六五の三、四六六、四六七の二、四六七の三、四六八、四六九の二、四六九の三、四七〇、四七一、四七二の一部、四七五の二の一部、四七六の一部及びこれらと一</p>	<p>下新印字青木ノ一のうち五四〇の三、五四〇の四、五四一の三、五四一の四、五四二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>下新印字青木ノ一五四〇の三の一部、五四〇の四の一部、五四一の三、五四一の四の一部、五四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、上新印字下高木四五四の一部、四五七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字石田ノ一五三二の三の一部、五三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに下新印字青木ノ二 四七九の二の一部、四八一の一部、四八二の二、四八二の三、四八三の二、四八三の三及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>下新印 字石田ノ一</p>	<p>下新印 字古ノ木ノ二</p>	<p>体をなす国有地</p>
<p>下新印字反リノ二 四五三の二の一部、四五三の三の一部、四五六の三の一部、四五七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字上小道ノ一 三九九の二の一部、三九九の二及びこれらと一体をなす国有地、下新印字上小道ノ二 三七一の一部及びこれと一体をなす国有地、下新印字折口ノ一 三五二、三五三の二の一部、三五四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字古ノ木ノ一 四一四、四五九の二、四六〇、四六一、四六二の一部、四六三の一部、四六四の二、四六四の二の一部、四六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字古ノ木ノ二のうち三七八の二の一部、三八一の二の一部、三八五の二の一部、三八八の二の一部、三八九の二の一部、三九〇の二の一部、三九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下新印字反リノ一 五〇四の一部、五一三の三の一部、五一四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五一一の二及び五一一の三と一体をなす国有地の一部、下新印字反リノ二 四四五、四四六の一部、四四七の二の一部、四五六の二の一部、四五六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字古ノ木ノ一 四七六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字青木ノ二 四七八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字石田ノ一 五三二の三の一部、五三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字石田ノ二のうち四八四の二の一部、四八八の一部、四九〇の一部、四九四の二から四九四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下新印字反リノ二 四四〇の一部、四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字反リノ一のうち五〇四の一部、五一三の三の一部、五一四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字反リノ二のうち五〇八の二、四九九の二、四九九の三、四九九の四、四九九の五、五〇一、五二二の二及び五二二の三と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下新印 字石田ノ二</p>	<p>下新印 字反リノ二</p>	<p>と一体をなす国有地、下新印字青木ノ二 四七八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字石田ノ一 五三二の三の一部、五三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字石田ノ二のうち四八四の二の一部、四八八の一部、四九〇の一部、四九四の二から四九四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下新印字反リノ二 四四〇の一部、四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字反リノ一のうち五〇四の一部、五一三の三の一部、五一四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四九八、四九九の二、四九九の三、四九九の四、四九九の五、五〇一、五二二の二及び五二二の三と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下新印字反リノ二 四二六の二、四二七の二、四二八の二、四二八の三、四二九の二、四三〇の二、四三〇の三及び四三七と一体をなす国有地の一部、下新印字下小道ノ二 四〇八の二、四〇九の二及び四〇九の三と一体をなす国有地の一部、下新印字上小道ノ一 四〇四の一部、四〇五の二、四〇五の三、四〇六、四〇七及びこれらと一体をなす国有地、下新印字上小道ノ二 三六四の一部、三六五の一部、三六六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六三の二と一体をなす国有地の一部、下新印字反リノ二 四三八の二、四三八の三、四三九、四四〇の一部、四四一の二、四四二の二から四四二の三まで、四四二の五、</p>	<p>下新印 字反リノ二</p>

<p>下新印 字下小道ノ一</p>	<p>下新印 字折口ノ二</p>	<p>下新印 字折口ノ一</p>	<p>四四三の一の一部、四四四の一部、四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字反リノ一 四九八、四九九の一、四九九の二、四九九の四、四九九の五及び五〇一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下新印字下小道ノ一のうち四二六の一、四二七の二、四二八の一、四二八の二、四二九の一、四三三の一、四三三</p>	<p>下新印字上小道ノ二 三六三の一、三六四から三六六までの一部及び三六三の一と一体をなす国有地の一部、下新印字折口ノ一 三五八の一部、三五九の一、三五九の四、三六〇の一、三六〇の三、三六一の一、三六二の一及びこれらと一体をなす国有地、下新印字下小道ノ二 四〇九の二と一体をなす国有地の一部、下新印字下小道ノ三 三三九の一及び三四〇の一から三四〇の三までと一体をなす国有地の一部並びに下新印字折口ノ二のうち三四三の一部、三四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下新印字上小道ノ二 三六六から三六八までの一部、三七〇の一の一部及び三七一の一部、下新印字折口ノ一 三四七の一、三四七の二、三五三の一の一部、三五三の二、三五四の一、三五四の二、三五四の三の一部、三五五から三五七まで、三五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字折口ノ二 三四三の一部、三四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

<p>下新印 字下小道ノ二</p>	<p>下新印 字下小道ノ三</p>	<p>高島字井手際</p>	<p>高島字村ノ前</p>	<p>高島字下原田</p>	<p>の三及び四三七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>下新印字下小道ノ二のうち四〇八の一、四〇九の一及び四〇九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下新印字下小道ノ三のうち三三九の一及び三四〇の二から三四〇の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>高島字井手際のうち二八七の三、二八七の四、二八八の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二八九の二及び二九〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>高島字村ノ前のうち二三八の七、二三八の八及び二三八の九以外の区域</p>	<p>高島字村ノ前二三八の七、二三八の八及び二三八の九、高島字河端三〇八の一及び三〇八の五の一部、上新印字下原田五二八の一の一部、五二八の二の一部、五三二の四の一部、五三六の二の一部、五三六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字中原田五二六の一の一部、五二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五二五と一体をなす国有地の一部並びに高島字下原田のうち二九六の一部、二九八の一の一部、二九九の一部、三〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下新印字古ノ木ノ一四六二の一部、四六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字古ノ木二 三七八の一</p>

高島字河端

の一部、三八一の一部、三八五の一部、三八八の一部、
 一の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一
 の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、上新印字中原
 田のうち五一三から五一五までの一部、五一七から五一九
 までの一部、五二四の一部、五二五の一部、五二六の一
 部、五二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並
 びに五二五と一体をなす国有地の一部以外の区域、上新印
 字下原田のうち五二八の一部、五二八の二の一部、五
 三二の四の一部、五三六の二の一部、五三六の三の一部及
 びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに高島字河端
 のうち三〇八の一及び三〇八の五の一部以外の区域

廃止する字の名称

上新印字南高木、上新印字下高木、上新印字主地、上新
 印字上原田、上新印字中原田、上新印字下原田、下新印字
 上小道ノ一及び下新印字上小道ノ二

鳥取県告示第百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
 基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
 療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
 令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
足立眼科医院 フエライト 米里診療所	鳥取市今町二丁目二〇九 鳥取市久末七〇の二	昭和五十一年二月十六日 十五日
都 田 医 院	米子市紺屋町一三六番地三	二十一日
小徳歯科増診療所	境港市日ノ出町二〇	十五日
萩野薬局	鳥取市川端一丁目二〇六	"

鳥取県告示第百三十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和
 二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字芦原五一三の二、五一三の六、五一三の七、五
 一三三七、五一三三八、五一三の一〇から五一三の一三まで、五一三の
 一五、五一三の一六、五一三の一八から五一三の二〇まで、五一三の二
 一、五一三の二三、五一三の三〇から五一三の三二まで、五一三の三四
 から五一三の三八まで、五一三の四〇から五一三の四二まで、字権現ヨ
 リ杣小屋迄九三五の四から九三五の九まで、九三五の一から九三五の
 一三まで、字小川ヨリ葵谷迄九四一の二六から九四一の三四まで、九四

一の四〇、九四一の四一、九四一の四三から九四一の四七まで、九四一の五五から九四一の五九まで、九四一の六二、九四一の六五から九四一の六九まで、九四一の七一、九四一の七四から九四一の七六まで、九四一の七八から九四一の一〇一まで、九四一の一〇三から九四一の一七七まで、九四一の一一九から九四一の一四三まで、九四一の一四五、九四一の一四六、九四一の一四八、九四一の一四九、九四一の一五三、九四一の一五六から九四一の一五八まで、九四一の一六〇、九四一の一六一、九四一の一六四から九四一の一七〇まで、大字神馬字畔田下分五五の三、字畔谷上分九二、九二の二、字袋一一五の一、一一六、一一七、一一九、一二〇、一二二の六、一二三の二から一二三の四まで、一二三の六から一二三の八まで、一二三次一九、四五七、四六二、四六三、四六五から四六七まで、字瀧谷二〇五の一、二〇五の二、二〇六、二一〇の一、二一〇の二、二一一、二一一の一、二一一の二、二一二の一、字本坂上分二二九次一、四三三の一、四三三の三、字本坂下分二三五次一二三六、二三六次一、二三六次二、二三七、二三七の一、二三七の二、三三八の二、二三八次四、四三〇から四三二まで、字後谷下分三四五の一、三四五の二、四一〇から四一七まで、四一七の一、字後谷上へ分三五八の一、三五八の二、四一八、四一八の一、四一九の一、四二〇の一、四二〇の二、四二二、四二二、四二三の二から四二三の六まで、四二四から四二六まで、字上土居四二七、字下州四〇〇の一、四〇一の一、字河原畑四〇六の一、四〇七、四〇八、四〇八の一、四〇九の一、字本坂四三三から四三九まで、字瀧谷四四四から四五〇まで、四五二から四五四まで、字向畑下分四六八、四六九、四七一の四、四七二の一、四七九、字畔谷上分四八〇から四八二まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十六号

西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(西伯地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十一年二月十七日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第五工区の換地処分を

行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第七工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十九号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(別府地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年二月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四条第一項の規定に基づき、長坂団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第

三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所及び名称

倉吉市葵町七二番地

倉吉市土地開発公社

理事長 小 谷 善 高

倉吉市葵町七二番地

倉吉市長 小 谷 善 高

二 事業施行期間

昭和五十一年二月二十四日から昭和五十二年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

倉吉市東鴨字宮ノ前、字前河原、字竹ノ鼻、字中新田及び字高黒の各一部

第二工区

倉吉市東鴨字出口、字竹ノ鼻、字中新田、字下新田及び字働道の各一部

第三工区

倉吉市東鴨字竹ノ鼻、字澤田、字下新田、字大境及び字働道の各一部並びに倉吉市下大江字上河原の一部

第四

土地区画整理事業の名称

長坂団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

倉吉市葵町七二二番地
倉吉市土地開発公社

六 施行認可の年月日

昭和五十一年二月十七日

七 事業年度

昭和五十年及及び昭和五十一年度

八 公告の方法

倉吉市役所の掲示板に掲示する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

一 日時 昭和五十一年二月二十六日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和五十一年度県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項に

ついて

(2) その他

公 告

昭和51年2月10日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和51年2月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

矢 田 良 繁 明 植 田 幸 秀 木 下 修 二

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む)】